

## 指導者育成講習会等の受講料助成交付要綱

平成 26 年 2 月 27 日 25 大体協発第 68 号  
改正平成 30 年 4 月 1 日 30 大体協発第 14 号  
改正令和元年 5 月 1 日 31 大ス協発第 49 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人大田区スポーツ協会(以下「本協会」という。)に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)の指導者を育成するため、外部の団体(以下「実施機関」という。)が実施する講習会等への受講を希望する団体に対し、受講料(教材費を含む)を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (申請)

第 2 条 受講料の助成を希望する加盟団体は、本協会に以下の書類を提出し、申請しなければならない。

- (1) 指導者受講料助成交付申請書(様式 1)
- (2) 実施機関からの講習会等案内

### (助成決定基準)

第 3 条 受講料の助成を決定するための基準(以下「助成決定基準」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 講習会等を受講することで加盟団体での指導に大きな効果が見込まれると加盟団体の長が判断したものであること。
- (2) 当該年度の予算の範囲内であること。
- (3) その他、本協会の理事長(以下「理事長」という。)が必要と認めるもの。

### (決定及び交付額)

第 4 条 理事長は、「助成決定基準」に基づき受講料の助成の可否を審査し、決定する。一団体あたりの受講料の助成は、当該年度に 10,000 円を限度とする。

### (通知)

第 5 条 理事長は、前条の決定により指導者受講料助成交付決定通知書(様式 2)を加盟団体の長あて通知する。

2 助成金を交付できないと決定したときは、指導者受講料助成不交付決定通知書(様式 3)により加盟団体の長あてに通知する。

### (受講料)

第 6 条 本協会加盟団体の指定する口座に振り込むことを原則とする。

2 申込手続き及び受講料の支払いについては、加盟団体が行う。

### (報告)

第 7 条 受講者は、当該受講の終了後、講習会受講報告書(A4 判、指定様式なし、資料がある場合は別途添付すること)を講習会等終了後 2 か月以内に理事長に提出する。

### (旅費)

第 8 条 旅費は受講者又は加盟団体が負担するものとする。

### 付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。